



平成 26 年 3 月 11 日

各位

会 社 名 株式会社ディー・ディー・エス
代 表 者 代表取締役社長 三吉野 健滋
(東証マザーズ・コード番号 3782)
問 合 せ 先 取締役管理担当 貞方 渉
電 話 番 号 0 5 2 - 9 5 5 - 5 7 2 0
(URL <http://www.dds.co.jp>)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 3 月 11 日開催の取締役会において、平成 26 年 3 月 27 日開催予定の当社第 19 回定時株主総会に「定款の一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は平成 25 年 11 月 14 日開催の取締役会において平成 26 年 1 月 1 日を効力発生日として当社普通株式 1 株を 100 株に分割するとともに、単元株式数（売買単位）を 100 株とする単元株制度を採用する旨の決議をしておりますが、これに係る所要の変更を次のとおり行うものです。

- ア. 単元株制度の採用に伴い、議決権を有しない単元未満株式の権利を定めるため、第 8 条（単元未満株式についての権利）を新設します。
- イ. 現行定款第 8 条以下の条数を繰り下げます。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(単元未満株式についての権利)</u> <u>第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>(1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u>
第 8 条～第 49 条（条文省略）	第 9 条～第 50 条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成26年 3月27日
定款変更の効力発生日	平成26年 3月27日

以 上